

Q 父が亡くなり、法定相続人としては、母と長男、次男、長女の4人がいます。法定相続分としては、母が2分の1、3人の子がそれぞれ6分の1ずつということになるのですね。しかし、父は長男に自宅を生前贈与しています。このことは遺産分割にあたって全く考慮されないのでしょうか？

A 被相続人(この事例では父)から相続人に対し、遺贈や生前贈与がなされた場合には、共同相続人間の公平を図るため、遺産分割時に清算することができます。これを特別受益といいます。

Q 具体的には、どのようになるのでしょうか？

A 例えば、相続時の財産が1億円相当あったとします。しかし、長男に生前贈与された土地建物が2000万円相当であったとします。その場合には、相続時の財産1億円で生前贈与分の2000万円を加え(この計算方法を、持戻しといいます)、1億2000万円として計算します。すると、母が2分の1の6000万円、長男、次男、長女がそれぞれ2000万円ずつ承継する計算になりますが、長男は既に2000万円分を生前贈与してもらっていますから、相続時の財産1億円は、母が6000万円、次男と長男が2000万円ずつ承継するという分け方になります。

コラム Q & A

遺産分割 2

Q では、長男に自宅の土地建物を生前贈与してしまうと、長男は預金等の他の相続財産からの取り分が減ってしまうことになりませんか。長男としては不公平感があるのではないのでしょうか？

A 被相続人(この事例では父)としても、長男に土地建物を生前贈与したことによって、長男への相続財産が減少してしまうのは、本意ではない場合があるでしょう。

もし、被相続人(父)が、長男に土地建物を生前贈与した上で、他の相続財産についても、長男の取り分を減らすことなく承継させたい場合には、「特別受益の持戻しの免除の意思表示」を行うことにより、これが可能となります。

Q でも、相続が具体的に問題となるのは、被相続人(父)が亡くなった後ですよね。そうすると、「特別受益の持戻しの免除の意思表示」が存在したかどうか自体、争いになりませんか。

A そのような争いを避けるためにも、被相続人(父)において、遺言書を作成しておくこと、特に公正証書遺言を作成しておくことをお勧めします。